

幼児教育・保育の無償化について

○幼児教育・保育の無償化とは？

少子化の進行への対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育ての経済的負担の軽減を目的とし、幼稚園、こども園、認可外保育施設、預かり保育などの利用料が無償化されます。

○幼児教育・保育無償化の範囲は？

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラスから小学校就学前までの児童と、市町村民税非課税世帯である2歳児クラスまでの児童が対象となります。また、保育の必要性の有無によっても、受けられるサービスが異なります。

対象者は、施設を利用する前に認定を受ける必要があります。

○無償化の対象費用は？

給食、行事などの費用を除いた基本的な保育料が無償化の対象となります。また、教育・保育サービス等の種類により上限がありますので、すべての費用が無償化となる訳ではありません。

○保育の必要性って何？

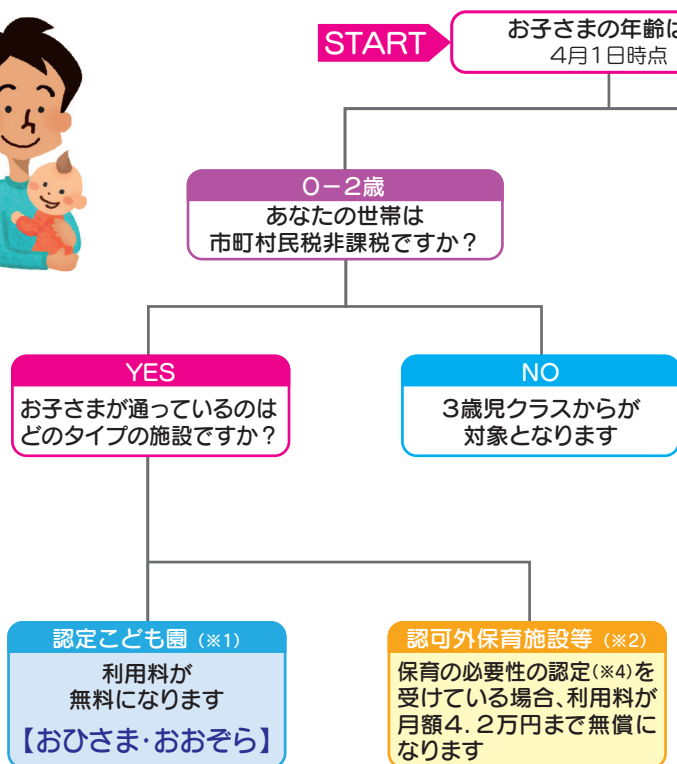
次のいずれかの事情で保育を必要とする家庭となります。

「保育の必要性」の事由

1	就 労	1か月あたり64時間以上の就労
2	妊 娠・出 産	妊娠中であるか、出産後まもないこと
3	疾 病・障 害	保護者の疾病、障がい
4	介 護 等	常時、同居または長期入院等している親族の介護・看護
5	災 害 復 旧	震災等の災害復旧に当たっていること
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ※認定期間は90日となります。
7	就 学	学校（職業訓練校等を含む）に在学していること
8	虐 待・D V	虐待やDVのおそれがあること
9	育 休 継 続	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

以上の要件のいずれかに該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

うちの子の場合は？

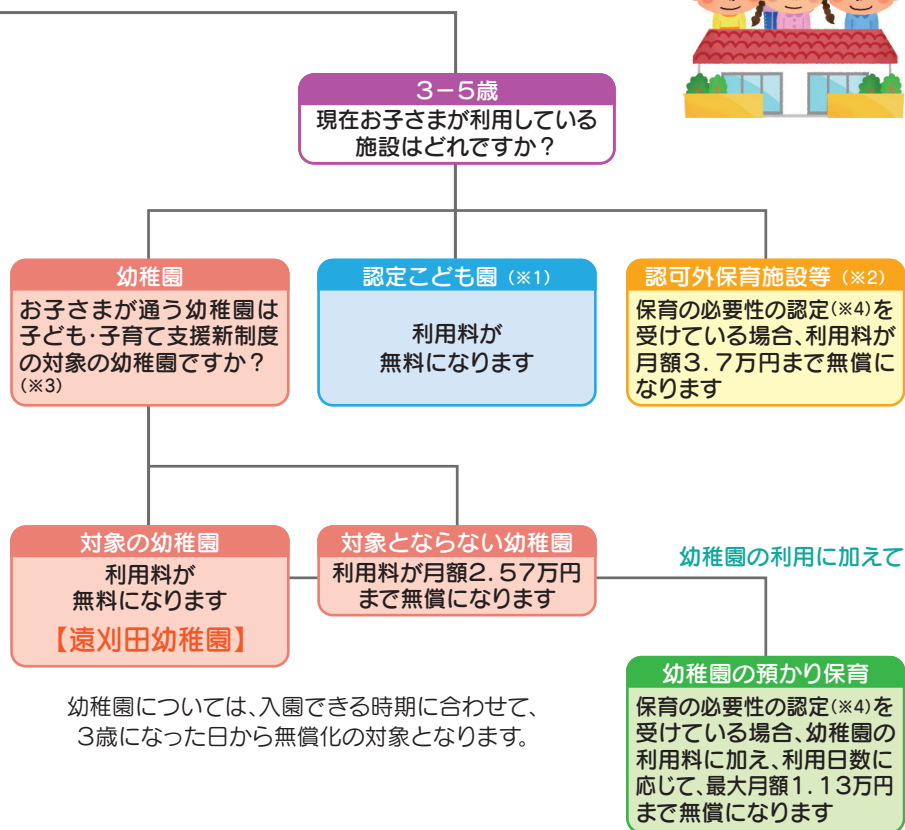


○子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。

なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ）の費用が月額4,500円を上限に免除されます。



幼稚園については、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。

- ※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。
- ※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育、ベビーシッター、認可外の事業所内保育を指します。
- ※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園またはお住まいの市区町村にご確認ください。
- ※4 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

蔵王町認定こども園を利用する場合

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

◆対象の児童

- 0歳～2歳児クラスの市町村民非課税世帯の児童（町内に住所がある）
- 3歳～5歳児クラスの児童（町内に住所がある）

◆無償化の対象

保育料全額

◆手続き方法

子育て支援課で入所手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入所申込とあわせて手続きを行います。

◆その他

保育用品代、行事などの費用は保護者負担になります。

保育料は家庭の課税状況で決定されますが、毎年9月に課税状況の切替えがあります。そのため、課税状況によっては、9月から無償化の対象になる可能性があります。

蔵王町立遠刈田幼稚園を利用する場合

問い合わせ先 教育総務課 TEL 33-3008

◆対象の児童

入園児童全員（町内に住所がある）

◆無償化の対象

保育料全額

◆手続き方法

教育総務課で入園手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入園申込とあわせて手続きを行います。

◆その他

父母教師会費、教材費、遠足積立金などの費用は保護者負担になります。

【預かり保育利用者について】

◆対象児童

幼稚園に在籍し、申し込みにより登録した児童で、保育の必要性の認定を受けた世帯

◆無償化の対象

預かり保育料全額（通常は1日1時間につき、月額1,800円）

◆手続き方法

教育総務課で入園手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入園申込とあわせて手続きを行います。



町外の幼稚園を利用する場合

問い合わせ先 教育総務課 TEL 33-3008

◆対象の児童

3～5歳児クラスの児童（町内に住所がある）

※満3歳から対象とするクラスに入園している児童を含む

◆無償化の対象

保育料月額25,700円を上限に無償化

施設によって、保護者が負担しなくて良い場合と、一度費用を支払っていた
だき、後から払い戻しを受ける形があります。

払い戻しを受ける場合は、施設から「領収書」と「子育て支援提供証明書」
が発行されます。払い戻しの申請の際に使用しますので、大事に保管してください。

◆手続き方法

入園する前に教育総務課で申請となります（施設で申請できる場合があります）
。入園してからの場合、認定するまでの期間が無償化の対象になりません。

【預かり保育利用者について】

◆対象児童

入園している、保育の必要性の認定を受けた世帯

◆無償化の対象

- 3歳児クラス～5歳児クラス

月額 450円 × 利用日数：上限11,300円

- 満3歳児クラス

月額 450円 × 利用日数：上限16,300円

◆手続き方法

基本的に保護者自身が町へ申請する形となります。

入園する前に教育総務課で申請となります。入園してからの場合、認定する
までの期間が無償化の対象になりません。



認可外保育施設を利用する場合

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

◆対象の児童

保育の必要性がある、3歳児クラス～5歳児クラスの児童

保育の必要性がある、0歳児クラス～2歳児クラスの児童であり市町村民税非課税世帯であること

◆無償化の対象

- 3歳児クラス～5歳児クラス

月額37,000円まで無償

- 0歳児クラス～2歳児クラス

月額42,000円まで無償

施設によって、保護者が負担しなくて良い場合と、一度費用を支払っていたが、後から払い戻しを受ける形があります。

払い戻しを受ける場合は、施設から「領収書」と「子育て支援提供証明書」が発行されます。払い戻しの申請の際に使用しますので、大事に保管してください。

◆手続き方法

基本的に保護者自身が町へ申請する形となります。

入園する前に子育て支援課で申請となります。入園してからの場合、認定するまでの期間が無償化の対象になりません。

◆その他

0歳児クラスから2歳児クラスについては非課税世帯が対象となるため、毎年9月に課税状況の切り替えにより、課税状況によっては、9月から無償化の対象にならない可能性があります。また、9月から無償化の対象になる可能性もあります。



待機児童対策事業補助金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

保育の必要性のある、0歳～2歳児のお子さんのいる幼児保育無償化対象外の家庭（市町村民税課税世帯）を対象に、町内の認可外保育施設を利用した場合にかかる保育料の補助を行います。

◆対象者

下記のすべてに該当する方

- ① 保護者及び児童（4月1日時点で3歳未満のお子さん）が蔵王町に住所を有していること。
- ② 町内の認可外保育施設に児童を入所させていること。
- ③ 町内の認可外保育施設と年または月単位で契約していること。
- ④ 保育の必要性があること（P25参照）。
- ⑤ 市町村民税課税世帯であるため、幼児保育無償化の対象外であること。
- ⑥ 保護者及び同一世帯の者全員が町税等を滞納していないこと。

◆補助金額

町内公立保育所の保育料と保護者が認可外保育施設に支払った保育料との差額。

※ただし、保護者が認可外保育施設に支払った保育料が月額42,000円を上回る場合は42,000円まで。

◆手続きに必要なもの

保育の必要性の確認ができる書類、市町村民税課税証明書（情報が蔵王町にある場合で課税状況調査に同意した場合は省略可）、その他必要書類

◆注意

必ず利用開始日の前日までに申請してください。開始日以降に申請があった場合は申請日の翌日から補助対象とします。

